

医療法人医仁会 老人保健施設
いわやの里 訪問リハビリテーション
重要事項説明書

1. 施設運営法人

- (1) 法人名 医療法人医仁会
- (2) 法人所在地 京都市伏見区石田森南町28番地の1
- (3) 電話番号 075-572-6331
- (4) 代表者氏名 理事長 武田 隆久
- (5) 設立年月日 昭和51年12月1日

2. 事業所の概要

- (1) 事業の目的 訪問リハビリテーションの事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を別途「運営規程」に定め、かかりつけの医師が訪問リハビリテーションの必要を認めた要介護状態の高齢者に対し、適正な訪問リハビリを提供することを目的とする。
- (2) 事業の名称 老人保健施設いわやの里
- (3) 事業の所在地 京都市山科区大宅古海道町52番地
- (4) 電話番号 075-572-1811 FAX 075-572-1880
- (5) 管理者氏名 石上 俊一
- (6) 事業の運営方針
- ①当事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限り自宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の自宅において、理学療法、作業療法 又は言語聴覚療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の「心身機能」「活動」「参加」などの生活機能の維持・向上に努める。
- ②訪問リハビリテーションの提供に当たっては、医師の指示にもとづき計画的な医学的管理の下自宅でのリハビリテーションが必要であると主治医が認めた通院が困難な要介護者とす

る。

- ③事業の実施にあたっては、居宅介護支援事業者、その他の保健医療福祉サービスを提供する者市町村の各区役所等と連携を図り、総合的な介護サービスの提供に努める。

(7) 開始年月日 平成25年4月1日

(8) 通常の事業の実施地域 京都市山科区、伏見区醍醐支所管内、
宇治市木幡・六地藏、大津市藤尾学区とする。

(9) 営業日、営業時間及び利用定員

営業日	月曜日～土曜日
休業日	日、祝日・12月30日～1月3日
営業時間	午前8時30分～午後5時00分

3. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を充たしています。

職種	配置数
1. 管理者	1名（医師と兼務）
2. 医師	1名（施設と兼務）
3. 理学療法士・作業療法士	2名以上（施設と兼務）

4. 事業所が提供するサービスと利用料金

(1) 介護保険給付対象サービス（契約書第7条参照）

以下のサービスについては、利用料金の介護保険給付費用額が介護保険から給付されます。

(2) <介護保険給付対象サービス利用料金(1回あたり)>（契約書第7条参照）

下記の料金表のうち、サービス利用料金から介護保険給付費用額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。

		サービス 利用料	利用者負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
訪問リハビリ テーション	1回20分につき1週間に6回（退 院後3ヶ月は12回）を限度として	3249円	325円	650円	975円

上記の料金設定の基本と異なる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、契約者の「居宅サービス計画」に定められた目安の時間を基準とします。

（3）各種加算

下記につきましては、サービス利用料金から介護保険給付費用額を除いた金額（自己負担額）を明記しています。

加算		利用者負担額		
		1割負担	2割負担	3割負担
（1）短期集中リハビリテーション実施加算 退院若しくは退所した日から起算して3月 以内の期間に行われた場合	2110円/日	211円/日	422円/日	633円/日
（2）認知症短期集中リハビリテーション実施加 算 退院若しくは退所した日または訪問開始 日から3月以内の期間で2回/週限度	2532円/日	254円/日	507円/日	760円/日
（3）退院時共同指導加算（退院につき一回限り）	6330円	633円	1266円	1899円
（4）リハビリテーションマネジメント加算 口：継続的にリハビリテーション マネジメントの質を管理した場合 ----- 医師によって説明された場合	2247円/月 2848円/月	225円/月 285円/月	450円/月 570円/月	675円/月 855円/月
（5）サービス提供体制強化加算（Ⅰ） 直接提供する理学療法士、作業療法士又は言 語聴覚士のうち、勤続年数7年以上のものが いること	63円/回	7円/回	13円/回	19円/回
（6）サービス提供体制強化加算（Ⅱ） 直接提供する理学療法士、作業療法士又は言 語聴覚士のうち、勤続年数3年以上のものが いること	31円/回	4円/回	7円/回	10円/回
（7）移行支援加算 利用者の社会参加等を支援した場合	179円/日	18円/日	36円/日	54円/回
減算				
事業所の医師がやむを得ず診療を行わない場合	-527円/回	-53円/回	-106円/回	-159円/回

注1 ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一旦お支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

注2 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更いたします。

(4) 介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第7条、第8条参照）
通常の実施地域以外の訪問料金（交通費） 訪問1回につき 550円（税込）
同行練習等で必要となる費用

(5) 利用の中止、変更、追加（契約書第9条参照）
・ご契約者の都合により訪問リハビリテーションの利用を中止または変更ができます。
この場合には、ご契約者はサービス実施日の前日17時までに事業所に申し出ることとします。
・サービス利用の変更及び追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により、ご契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、ほかのご利用が可能な日時をご契約者に提示し協議いたします。

(6) 利用料金のお支払い方法（契約書第7条参照）
前記(1)(2)及び(3)の料金及び費用は、下記のいずれかの方法で支払指定日までにお支払いください。
①利用月の月末締め翌月口座引き落とし。
②利用月の月末締め翌月現金支払い。
③利用月の月末締め、翌月銀行振込でのお支払い。

5. 苦情の受付について（契約書第19条参照）

(1) 当事業所における苦情やご相談は、以下の専用窓口で受け付けます。

苦情受付窓口（担当者）	作業療法士	山室香理
苦情解決責任者	事務管理者	市川努
受付時間	毎週月曜日～土曜日	9：00～17：00
連絡先	075-572-1811	

また、ご意見箱を1階事務所前、1階自動販売機前に設置しています。

(2) その他

当施設以外にも居宅介護支援事業所、各区役所、国民健康保険団体連合会等でも苦情を受け付けております。連絡先は以下の通りです。

- ・山科区役所保健福祉センター健康福祉部健康長寿推進課
075-592-3290
- ・伏見区役所醍醐支所保健福祉センター健康福祉部健康長寿推進課
075-571-6471
- ・大津市役所健康保険部介護保険課
077-528-2753
- ・京都市保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課
075-213-5871
- ・京都府健康福祉部介護・地域福祉課
075-414-4678

- ・ 京都府国民健康保険団体連合会
075-354-9090
- ・ 宇治市役所健康長寿部介護保険課
0774-20-8731
- ・ 各地域包括支援センター

6. 個人情報の保護

個人情報保護のため「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス（平成29年4月14日制定 厚生労働省）」を遵守する。

したがって、ご契約者及びそのご家族のプライバシーの尊重に万全を期するとともに、正当な理由なく、その業務に関して知り得た秘密を漏らしません。また、職員であったものが、正当な理由がなく、その業務上知り得たご契約者またはそのご家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じます。

さらに、サービス担当者会議等において、ご契約者またはそのご家族に関する情報を提供するには、あらかじめ文書によりご契約者またはそのご家族の同意を得るものとします。当事業所においてご契約者およびそのご家族の個人情報の利用目的は以下の通りです。

- ・ 当該事業所が利用者等に提供するサービス
- ・ 業務の維持・改善のための資料
- ・ 学生等の実習への協力
- ・ 介護保険業務
- ・ 科学的介護情報システム（LIFE）での厚生労働省への情報提供
- ・ 業務上必要な行政への対応
- ・ ご家族への心身の状況説明及びご家族からの問い合わせ対応
- ・ 損害賠償保険等に係る保険会社への相談又は届出
- ・ 当該事業所からのご案内
- ・ 外部監査機関、評価機関等への情報提供

以上の利用目的以外でご契約者の情報を利用する場合は、ご契約者に対し個別に理由を説明し同意を得た上で行います。

7. 緊急時の対応について

サービス提供中に利用者の状態に変化があった場合は、事前の打ち合わせによりかかりつけ医、市救急隊、居宅介護支援事業所に連絡をいたします。

かかりつけ医	氏 名	
	連 絡 先	
ご家族	氏 名	
	連 絡 先	
居宅介護支援事業所	氏 名	
	連 絡 先	

8. 事故発生時の対応について

「緊急時対応マニュアル」に準じて対応いたします。

- ※ 事故の再発防止に努める為の体制を整備するために安全対策委員会を設置し、全職員の危機管理意識を高めて事故防止に努めております。

9. 虐待防止について

- ・ 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、以下の措置を講じます。
- ・ 虐待の防止のための指針を整備し、対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ります。
- ・ 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施するとともに、措置を適切に実施するための担当者を置くものとします。

10. 感染症対策について

- ・ 職員が感染予防対策を常時実施し、利用者への感染源及び感染経路の遮断を行い予防に努めます。
- ・ スタンダードプリコーション（標準予防策）を感染予防の基本指針とし、感染予防に努めます。
- ・ 感染症対策のための指針を整備し、対策を検討する委員会を3ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図ります。
- ・ 職員に対し、感染症対策のための研修を定期的実施するとともに、訓練（シミュレーション）を行います。

11. ハラスメントについて

事業所は適切なサービス提供を確保する観点から、職員に対する次に示すハラスメントの防止の為に必要な措置を講じます。

- ・ 身体的な力を使って危害を及ぼす行為（回避して危害を免れた場合も含む）
- ・ 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり貶めたりする行為
- ・ 意に沿わない性的な誘いかけ、好意的態度の要求等、性的な嫌がらせ

12. 第三者評価の受診状況

当施設では、個々のサービス事業者の組織運営及びサービス提供内容について、その透明性を高めるとともに、サービスの質の向上・改善に寄与することを主な目的として、介護サービス第三者評価を受診しています。

直近の受診年月日：令和3年11月26日

評価機関名称：一般社団法人京都府介護老人保健施設協会

評価結果につきましては、当施設ホームページおよび京都介護・福祉サービス第三者評価等支援機構のホームページで閲覧いただけます。

- ・老人保健施設 いわやの里 <http://www.takedahp.or.jp/group/welfare/iwaya/>
- ・京都介護・福祉サービス第三者評価等支援機構 <https://kyoto-hyoka.jp/>

1 3. 利用者の説明・同意等に係る見直し

利用者の利便性向上や介護サービス事業者の業務負担軽減の観点から、政府の方針等も踏まえ、ケアプランや重要事項説明書等における利用者等への説明・同意について、以下の見直しを行います。

【省令改正、通知改正】

- ア. 書面で説明・同意等を行うものについて、電磁的記録による対応を原則認めることとする。
- イ. 利用者等の署名・押印について、求めないことが可能であること及びその場合の代替手段を明示するとともに、様式欄から押印欄を削除する。

1 4. 身体拘束等の禁止

原則として利用者に対しての身体拘束や行動を制限する行為は行いません。ただし、利用者又は利用者以外の他者の生命や身体を保護するため、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、理由を記録します。

<令和6年12月1日改訂>

私は、訪問リハビリテーション提供に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

医療法人医仁会

老人保健施設いわやの里

説明者氏名

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、訪問リハビリテーションの提供開始に同意し、交付を受けました。

令和 年 月 日

契約者 住 所

氏 名

署名代行者 住 所

氏 名

契約者との関係

扶養者又は代理人 住 所

氏 名